

企業版ふるさと納税マッチング支援及びPR業務 質問受付及び回答一覧

受付通番	受付日	質問内容	回答
1	6月8日	PRするプロジェクトの情報やプレゼンの資料は貴庁にてご用意頂くことは可能でしょうか。	県の施策を紹介する資料等については必要に応じて提供可能です(電子ファイルでの提供を想定しています)。
2	6月8日	PR動画に貴庁の職員がご出演・登壇頂くことは可能でしょうか。	PR対象となるプロジェクトを所管する担当課の職員に、出演・登壇を打診していただくことは可能です。
3	6月8日	既存の弊サービスでのPR動画は、弊社のYoutubeチャンネルにアップロードしたものをURLで納品しておりますが、納品はどのような方法を想定されていますでしょうか。	周知の手法については自由にご提案いただくこととなります。周知の手法ごとに納品方法が異なるため、現時点で具体的に想定している方法はございません。
4	6月8日	弊サービスでのPR動画はオンラインでの収録が前提となっておりますが、撮影・収録方法に限定はありますか。	周知の手法については自由にご提案いただくこととなります。撮影・収録方法の提案内容に制限はありません。
5	6月16日	契約締結にあたり、当社では企業版ふるさと納税に特化した準委任型の契約書様式を使用しております。契約時に当社の契約書ひな型での締結、または協議は可能でしょうか。	県の規則上必要な条項が網羅されていることが前提となりますが、協議は可能です。
6	6月16日	契約保証金として契約金額の100分の10以上の納付が定められておりますが、山梨県財務規則第109号の2各号に定める免除要件に該当するかご確認いただけますでしょうか。また、過去に国・地方公共団体等と同種・同規模の契約を誠実に履行した実績に基づく誓約書の提出により免除いただくことは可能でしょうか。	免除要件の該当有無について、事前に確認することはいたしません。各号で定める要件については、県HPに掲載されている山梨県財務規則によりご確認ください。 なお、過去の同種・同規模の契約実績の確認については、契約書の写しをご提出いただくことを想定しています。
7	6月16日	契約書(案)第4条では、第1項のマッチング支援に係る委託料に加え、第2項において「PR映像の制作から発信までの全業務が完了したとき」に別途の料率を乗じた委託料を支払う旨が定められております。PR映像制作が必須でしょうか。	契約書(案)ではPR映像となっておりますが、周知の手法については自由にご提案いただくこととなりますので、PR映像の制作は必須ではありません。
8	6月16日	本業務の対象とする寄附は1件につき1,000万円以上のものとされ、これに満たない寄附は甲の承認を得た場合に限り対象となると理解しておりますが、正しいでしょうか。また、当社の働きかけを契機として1,000万円未満の寄附が見込まれる場合の承認の運用(協議の手順・基準等)についてご教示いただけますでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりですが、本業務は原則1,000万円以上の寄附を対象としています。 1,000万円未満の寄附が見込まれる場合には、個別の事案ごとに協議を行うため、手順及び基準等についてはお示しできません。

受付通番	受付日	質問内容	回答
9	6月16日	当社がご案内した企業が、申出書を当社経由ではなく貴県へ直接提出した場合でも、当社の案内が契機であることを客観的に証明できれば、委託料の対象として協議いただけますでしょうか。	仕様書5(3)に記載のとおり、まずは委託事業者が県に寄附の意向がある企業を紹介する仕組みになっているため、紹介済みの企業であれば、協議の対象とします。
10	6月16日	仕様書7(3)において、本業務で作成した資料の所有権・著作権は別途協議により定めるものとされております。当社が独自に作成する事業紹介パンフレットおよび営業リストは「成果品」には該当せず、著作権は当社に帰属するという認識でよろしいでしょうか。	仕様書7(3)における「本業務で作成した資料」とは、仕様書5(4)事業の周知の成果品です。
11	6月16日	仕様書5(2)イにおいて、企業への説明に用いる資料は乙の負担により作成するものとされております。つきましては、当社が企業へ制度案内資料をお送りする際の封筒の準備・配送費用、または貴県の地方創生事業に関する公式資料等を企業へ送付する場合の封筒・資料・貴県から当社への送付費用について、貴県にてご対応いただくことが可能か、ご相談させていただけますでしょうか。	仕様書5(2)の業務に必要な経費については、全て委託事業者の負担となります。 なお、県の施策を紹介する資料等については必要に応じて提供可能です(電子ファイルでの提供を想定しています)。